

茨城県報

号外第152号

昭和60年12月23日

月 曜 日

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第19号

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和60年12月23日

茨城県教育委員会委員長 岡 山 初 子

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する

規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「職務の等級」を「職務の級」に、「等級別職務分類基準表」を「級別職務分類基準表」に改める。

第3条第1項中「職務の等級」を「職務の級」に、「現業職給料表(一)の4等級又は現業職給料表(二)の3等級」を「現業職給料表(一)又は現業職給料表(二)の1級」に、同条第2項第1号中「職務の等級」を「職務の級」に、「現業職給料表(一)の4等級又は現業職給料表(二)の3等級」を「現業職給料表(一)又は現業職給料表(二)の1級」に改め、同項第2号中「職務の等級」を「職務の級」に、「現業職給料表(一)の3等級又は現業職給料表(二)の2等級」を「現業職給料表(一)又は現業職給料表(二)の2級」に、「現業職給料表(一)の3等級の者にあつては8を、現業職給料表(二)の2等級の者にあつては11」を「9」に改める。

第8条第2項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第12条中「4等級」を「6級」に改める。

付則第4項中「1等級」を「3級」に、「2等級」を「3級」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 給料表（第2条）

1 現業職給料表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	88,300	113,200	132,200	161,500
2	90,800	118,800	139,000	168,900
3	92,700	125,100	145,800	176,300
4	95,500	132,100	152,700	184,000
5	98,600	138,500	159,700	193,200
6	101,700	143,700	166,600	201,300
7	105,200	148,800	176,300	209,500
8	109,100	153,700	184,000	217,700
9	113,200	159,800	191,800	225,900
10	117,200	166,600	199,600	234,100
11	120,800	173,400	207,200	242,300
12	124,000	180,000	214,600	250,700
13	126,800	185,600	221,700	259,200
14	129,600	191,100	228,800	267,800
15	132,000	196,400	235,800	276,400
16	134,300	201,600	242,800	285,000
17	136,400	206,800	249,500	293,500
18	138,000	211,500	256,100	301,400
19		216,000	262,000	308,700
20		220,500	267,700	314,700
21		224,600	271,900	320,200
22		228,000	275,500	324,200
23		231,200	279,000	328,000
24		233,600	281,600	331,800
25		236,000	284,200	335,600
26		238,400	286,800	339,300
27		240,700	289,300	342,900
28		243,000	291,800	346,500
29		245,200	294,300	
30		247,400	296,700	
31		249,600	299,100	
32			301,500	

備考 この表は、現業職給料表(-)の適用を受けないすべての技能労務職員に適用する。

2 現業職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	97,200	141,500	183,300
2	99,900	149,000	192,000
3	103,300	157,100	201,000
4	109,400	165,200	210,000
5	114,600	173,300	219,000
6	121,100	180,900	227,600
7	127,600	187,700	235,900
8	134,100	194,500	244,000
9	140,700	201,200	251,700
10	147,200	207,800	259,000
11	153,600	213,800	266,200
12	159,900	219,100	273,200
13	165,800	224,400	280,000
14	170,000	229,600	286,700
15	173,900	234,500	293,400
16	177,600	238,900	300,000
17	181,300	243,300	306,300
18	184,400	246,600	312,200
19	187,500	249,900	315,800
20	190,500	253,200	319,400
21	193,500	256,500	322,800
22	195,600	259,800	326,200
23		263,100	329,600
24		266,400	333,000
25			336,400
26			339,800

備考 この表は、総トン数5トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶及びしゅんせつ船、起重機船、えい船等の作業船以外の船舶に乗り組む技能労務職員に適用する。

別表第2 級別職務分類基準表 (第2条)

給 料 表	職務の級	分 類 基 準
現業職給料表(-)	1 級	技手の職務
	2 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技手の職務
	3 級	技術員の職務
	4 級	技師の職務
現業職給料表(=)	1 級	技手の職務
	2 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技手の職務
	3 級	技師の職務

別表第3中

初任給	最高初任給
4等級3号給	3等級11号給
4等級3号給	
4等級下特号給	
3等級7号給	2等級8号給
3等級4号給	

初任給	最高初任給
1級4号給	2級11号給
1級4号給	
1級1号給	
1級5号給	2級8号給
1級2号給	

を

に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5 特定号給料表 (第5条)

給 料 表	職務の級	号 給
現業職給料表(-)	1 級	12
	2 級	10
	3 級	17

現業職給料表(ニ)	1 級	14
	2 級	15

別表第7を次のように改める。

別表第7 給料の調整額の定額表（第8条）

現業職給料表(一)

職 務 の 級	定 額
1 級	986円
2 級	1,631円
3 級	1,989円 ただし, 1号給 1,983円
4 級	2,263円

付 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。
- 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する技能労務職員の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）に対応する付則別表の職務の級欄に定める職務の級とし、その者の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）と同じ号数の号給（旧等級が現業職給料表(一)の1等級である場合に於ては1、現業職給料表(ニ)の3等級である場合に於ては2をそれぞれ旧号給の号数から減じ、旧等級が現業職給料表(一)の4等級である場合に於ては旧号給の号数（下特号は0とみなす。）に1を加えて得た号数の号給）とする。
- 前項の規定により新号給を決定される技能労務職員に対する切替日以後における最初の改正後の規則第7条の規定の適用については、一般職員の例による。
- 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間並びに切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた技能労務職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた技能労務職員の改正後の規則の規定による当該適

用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、一般職員の例による。

- 5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。
- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付則別表

給 料 表	旧 等 級	職 務 の 級
現業職給料表(一)	4 等 級	1 級
	3 等 級	2 級
	2 等 級	3 級
	1 等 級	4 級
現業職給料表(二)	3 等 級	1 級
	2 等 級	2 級
	1 等 級	3 級

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所